

## 中間的な制度の方向性に対する意見

石崎 信憲

1. 今後個別労使紛争が増加し、その解決を裁判所に求める事案も増加するものと考ええる。
2. その解決に、労使紛争の現場を体験する労使の代表が、参加する必要がある。特に雇用社会のシステムの変化が急であることを考えると、現役の実務家が参加する必要がある。
3. すなわち、労使の代表が、個別労使紛争の  
解決に参加し  
解決に評決権を持つこと  
が、責任ある対応であると考ええる。
4. 裁判での解決に参加することが参与制で、解決に評決権を持つことが参審制と考えるが、特に参審制については、導入時の裁判システムの混乱が考えられ、今日の時点で国民の信頼ないし支持が得られているとはいえない。
5. そこで、今回は、裁判所での解決に参加すること、更に、そこで示される解決案に評決権を持つこととし、裁判への関与形態については、裁判所への関与での実績を踏まえて、国民の信頼ないし支持を得て更なる議論をすべきである。  
但し、前記1, 2の事実を考えれば、将来の雇用社会において裁判への労使の代表の関与の問題は重要テーマであるとの認識は共通にすべきである。
6. 裁判所での解決に参加するとの意味で、今回導入が決定している労働調停に労使の代表が参加することが望ましい。そして、単に意見を表明するにとどまらず、何らかの解決案が示される場合には、その解決案に評決権を持つべきである。
7. また、前記1, 2の事実を踏まえて、この労働調停をパワーアップするシステムにすることに賛成であるが、そのシステムでは、あくまでも解決案を示すものであり、紛争の権利義務の存否を判定するものではあってはいけない。  
権利義務の存否を判定するのであれば、前記4と同様の問題だけでなく、裁判との関係で四審制導入との批判を招くであろう。

- 8 . したがって当職は、以上を前提に、前回の検討会に提出された三委員連名の「中間的  
制度の方向性について（メモ）」を議論すべきと考える。  
当職としては、メモの第2案調停・裁定合体型か、第3案調停・裁定融合型を基本と  
して議論すべきと考える。  
但し、紛争解決の迅速化、解決案を示すということを考えれば、第2案でも証拠調べ  
は極力簡単にすることが勸要かと考える。
- 9 . このシステムの管轄は、地方裁判所とし、国民のアクセスが一番良い簡易裁判所にお  
いては、従来の調停制度の中で、個別労使紛争の解決に専門性を生かせるよう、弁護  
士、社会保険労務士等の調停員を確保するよう努めるべきである。
- 10 . 仮に、前記8のシステムが導入されたとしても、裁判官、専門性を有する労使の代表  
の確保は非常に難しいと考える。  
したがって、法案成立後、段階的施行すなわち  
専門部がある東京・大阪  
集中部がある京都・福岡・横浜・神戸・名古屋  
その他の地域  
と3段階に分けて実施していく方がよいのではないかと考える。

以上